平成２１年（フ）第７７２６号
大阪市旭区赤川３丁目３番９号
債務者　林　　次郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０６号
大阪府門真市江端町５番10―35号
債務者　上田　嘉章
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４１号
大阪市住之江区平林南２丁目１番２号　新住之江マンション501号
債務者　宮本　良子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９５号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番17号　ツインコンフォートハイツ岩崎　402号
債務者　山田　拓二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９４号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―607号
債務者　金子　昌弘
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９４号
大阪市淀川区東三国２丁目９番19―501号
債務者　竹内　政雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３９号
大阪市平野区平野西５丁目５番20―410号
債務者　笠原尹希子（旧姓横野）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９０号
大阪府門真市上野口町51番21号
債務者　山部　明子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1161番地７、住民票上の住所兵庫県神崎郡福崎町南田原1161番地９
債務者　石野　正晃
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３２号
兵庫県姫路市青山３丁目６番５号
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５５号
兵庫県姫路市広畑区小坂27番地１、従前の住所兵庫県揖保郡太子町原538番地143
債務者　冨岡　雅明
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９９号
兵庫県加古川市加古川町美乃利10番地　フローラルハイツ美乃利弐番館１―Ｃ号
債務者　高瀬　美亜
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５２号
福岡県小郡市小郡632番地８
債務者　深町みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４０２号
福岡県小郡市横隈863番地14
債務者　小山慎太郎
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２９号
福岡県久留米市西町1036番地26
債務者　井上　和孝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４３６号
福岡県小郡市稲吉1356番地２　403号室
債務者　柳原　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４０号
福岡県久留米市東櫛原町1450番地12　ラ・フォーレ櫛原Ａ205号
債務者　橋本　辰幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４１号
福岡県久留米市東櫛原町1450番地12　ラ・フォーレ櫛原Ａ205号
債務者　橋本　友美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部